

射水市立中学校デジタル採点システム使用契約公募型プロポーザル実施要領

本契約は射水市立中学校で実施する定期考査等の採点業務において、採点業務の効率化及び採点精度の向上を図るため「デジタル採点システム」を導入するものである。

1 概要

- (1) システム名 デジタル採点システム
- (2) システム内容 別紙「射水市立中学校デジタル採点システム仕様書」のとおり
- (3) 使用期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、本契約を変更又は解除しようとする会計年度開始の2か月前までに、受注者及び売主に通知しこの契約を変更又は解除することができる。

- (4) 見積金額限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和7年度使用料 484千円

使用期間総額 4,840千円

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者又は他自治体の同様の事案の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年8月1日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。
提出先電子メールアドレス：gakkou@city.imizu.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和7年8月5日（火）午後5時までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、次の(1)①～④に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、1者1提案とする

(1) 提出書類等

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 企画提案書（任意様式）
 - ・企画提案書は、次の(2)に基づいて作成すること。
 - ・表紙には「射水市デジタル採点システム使用契約企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
 - ・企画提案書は、プレゼンテーション審査時の資料として利用する。
- ③ 見積書（様式第3号）

使用期間5年間の総額で提出すること。
- ④ 機能要件回答書（様式第4号）

別紙「射水市立中学校デジタル採点システム仕様書」に記載する機能要件の対応可否及び対応内容について提出すること。

(2) 企画提案書に記載する事項

別紙「射水市立中学校デジタル採点システム仕様書」に掲げる仕様に関する具体的な内容を次の項目ごとに記載すること。

- ① システム概要（導入実績等）
- ② サポート体制（導入支援、サポート窓口、障害時の対応）について
- ③ クラウドシステムのセキュリティに関する要件
- ④ 機能概要

審査員に実際の操作イメージが伝わるよう、実際の画面イメージを入れて資料を作成すること。なお、プレゼンテーション審査においては、システムのデモンストレーションを実施することも可とする。
- ⑤ 機能要件の対応
- ⑥ その他（追加提案等）

(3) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

- ① 提出期限：令和7年8月12日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出場所：射水市教育委員会学校教育課

電話：0766-51-6635

メール：gakkou@city.imizu.lg.jp

- ③ 提出方法：電子メールで提出し、電話にて射水市学校教育課に電子メールの到達を確認すること。

(4) 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は提出された企画提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。なお、優先交渉権者に選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- ① 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ⑤ 上記 1 (4)に定める見積限度額を超えた場合

5 企画提案の審査

- (1) 実施の通知 令和 7 年 8 月 1 8 日（月）までにプレゼンテーションの実施時間等について参加申込書に記載のメールアドレスに通知する。

- (2) 審査方法 プレゼンテーション審査により評価を行う。

(3) プレゼンテーション審査

- ① 実施時期 令和 7 年 8 月 2 2 日（金）

※詳細な時間は、企画提案者に別途電子メールで通知する。

※審査過程は非公開とする。

- ② 実施場所（予定） オンライン（Zoom）

※ミーティング ID、パスコード等は、企画提案者に別途電子メールで通知する。

③ 実施方法

- ・「射水市デジタル採点システム使用契約事業者選定委員会」が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別に定める「射水市デジタル採点システム使用契約プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行う。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・説明は、1 事業者 3 0 分以内、質疑は 1 5 分程度とする。
- ・プレゼンテーション審査は、非公開とする。

④ 審査基準

企画提案の評価基準の配点は、下表に示すとおりとする。

評価基準	評価事項	配点
システム概要 （導入実績等）	他自治体での同様の業務実績により本業務を遂行するために有益な知見、ノウハウを有している。	10

サポート体制（導入支援、サポート窓口、障害時の対応）について		システム導入・運用保守の体制が整っており、安定した稼働が見込める。	20
クラウドシステムのセキュリティに関する要件		クラウドシステムが強固なセキュリティ環境で構築されており、不正アクセス等の防止対策が実施されている。	10
提案内容	システム全般	画面構成やユーザインタフェース等のシステム全般で、操作性や視認性に優れている。	10
	機能要件	機能要件への対応	35
	追加提案	本システムの導入目的の達成のため有効となる、追加提案がある。	10
見積金額		最低見積額／見積額×価格点数(満点)	5
合 計			100

6 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

選定委員が審査基準に基づき、企画提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

最低基準点数（総合評価点の60%以上）を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、各企画提案者に電子メール等により通知する。
- ② 優先交渉権者を射水市のホームページで公表する。
- ③ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 提出期限後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。

- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとす
る。

9 スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始（実施要領等の公開）	令和7年7月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年8月 1日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年8月 5日（火）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年8月12日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年8月22日（月） 詳細については、企画提案者に別途お知らせ する。
審査結果の通知	令和7年8月下旬
契約締結	令和7年9月上旬頃を予定

10 問い合わせ先

射水市教育委員会学校教育課

電 話：0766-51-6635（直通）

メール：gakkou@city.imizu.lg.jp